



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年12月3日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成24年11月22日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人なかじょう

3 代表者の氏名

和田 静夫

4 主たる事務所の所在地

長野市中条2742番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、市民及び団体等参加による地域の特性を生かした地域支援活動を推進し、地域に開かれた活動を通して生きがいを持ち安らかな生活を営むことのできる地域づくり事業等を行うとともに、就労支援等総合的施設運営に協力支援をめざし、地域福祉の増進を図ることを目的とする。

県民協働・N P O課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があるので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年12月3日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

Joshin長野インター店

長野市水沢上庭13街区1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

三共ジョーシン株式会社

富山県富山市問屋町1-9-24

株式会社マツモトキヨシ甲信越販売

岡谷市赤羽1-4-18

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

三共ジョーシン株式会社

富山県富山市問屋町1-9-24

株式会社マツモトキヨシ甲信越販売

岡谷市赤羽1-4-18

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成25年7月21日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,236平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 140台

(2) 駐輪場の収容台数 10台

(3) 荷さばき施設の面積 71平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 26立方メートル

(注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	開店時刻	閉店時刻
三共ジョーシン株式会社	午前10時	午後9時
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	午前9時	午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

8か所

(注) 位置は届出書に添付された図面のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	時間帯
1	午前9時から午後7時まで
2	午前9時から午後7時まで

8 届出年月日

平成24年11月20日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

10 縦覧の期間

平成24年12月3日から平成25年4月3日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

平成24年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりです。

平成24年12月3日

長野県知事 阿部 守一

同一の単位とされる保安林の所在地	保安林の種類	皆伐面積の限度
千曲川上流（南佐久郡、北佐久郡、小諸市、佐久市）	水源涵養保安林 干害防備保安林	ha 2,131.28
	土砂流出防備保安林	86.62
千曲川中流（小県郡、上田市、東御市）	水源涵養保安林 干害防備保安林	ha 1,522.50
	土砂流出防備保安林	54.97
千曲川下流（埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡、長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市）	水源涵養保安林 干害防備保安林	ha 2,002.88
	土砂流出防備保安林	331.10
天竜川上流（諏訪郡、上伊那郡、岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市）	水源涵養保安林 干害防備保安林	ha 2,171.96
	土砂流出防備保安林	569.94
天竜川中流（下伊那郡、飯田市）	水源涵養保安林 干害防備保安林	ha 3,199.61
	土砂流出防備保安林	849.55
木曾谷（木曾郡）	水源涵養保安林 干害防備保安林	ha 3,235.10
	土砂流出防備保安林	263.12
中部山岳南部（東筑摩郡、松本市、塩尻市、安曇野市）	水源涵養保安林 干害防備保安林	ha 2,234.31
	土砂流出防備保安林	752.92
中部山岳北部（北安曇郡のうち池田町、松川村、大町市）	水源涵養保安林 干害防備保安林	ha 208.04
	土砂流出防備保安林	116.85
姫川（北安曇郡のうち白馬村及び小谷村）	水源涵養保安林 干害防備保安林	ha 348.25
	土砂流出防備保安林	74.94
諏訪郡富士見町立沢字稗ノ底4048 ハの27ほか4筆	防風保安林	0.08
諏訪郡富士見町境字甲六110の1 ほか6筆	防風保安林	0.16
下伊那郡平谷村字合川403の19	防風保安林	0.08
下伊那郡根羽村字ブナ立3370の22 ほか1筆	防風保安林	0.04
北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字 八ヶ野709ほか3字10筆	保健保安林	6.90
上伊那郡辰野町大字澤底字穴山 1361の16ほか6筆	保健保安林	3.94
下伊那郡阿智村清内路3000の1 ほか1筆	保健保安林	0.40
飯田市上村字ホッタ沢入979の54 ほか3筆	保健保安林	0.50
松本市大字入山辺字山辺山北側 8961の1681	保健保安林	3.30
安曇野市明科光2573の3ほか1大 字36筆	保健保安林	12.58
東筑摩郡筑北村坂井字氷室沢8395 ほか8字54筆	保健保安林	11.84
東筑摩郡山形村字清水高原7598の 129ほか2字25筆	保健保安林	8.78
安曇野市豊科光1214ほか1大字19 筆	保健保安林	4.28

長野市大字上ヶ屋字麓原2471の84 ほか1筆	保健保安林	1.00
長野市篠ノ井塩崎字猪平797の1 ほか1大字1字4筆	保健保安林	0.56
下高井郡山ノ内町大字平穏7148の 31ほか1字2筆	保健保安林	16.14

森林づくり推進課

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消しました。

平成24年12月3日

長野県知事 阿部 守一

1 免許の取消しをした年月日

平成24年11月27日

2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及びその者の登録番号

(1) 小倉 祐次

二級建築士 長野第3292号

(2) 日比野 恵美子

二級建築士 長野第14369号

(3) 河西 泰久

二級建築士 長野第3169号

3 免許の取消しの理由

建築士法第8条の2第1号の規定により死亡した旨の届出があつたため

建築指導課

公告

上田市六ヶ村堰土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成24年12月3日

長野県上小地方事務所長 藤森靖夫

理 事

新 任

氏 名 住 所

相田 賢治 上田市諏訪形830番地

中沢 章匡 上田市中之条465番地

片山 喜美男 上田市上田原666番地1

増田 光義 上田市上田原1186番地4

大井 清司 上田市神畑45番地

清水 幸 上田市築地255番地

重 任

氏 名 住 所

堀内 熙 上田市小牧649番地

城田 数穂 上田市上田原1612番地

柳沢 育 上田市諏訪形1156番地

内河 正吉 上田市御所434番地

退 任

氏 名 住 所

中村 力 上田市上田原300番地

丸山正幸 上田市中之条272番地
 増澤輝男 上田市諏訪形450番地
 佐藤信隆 上田市上田原713番地11
 山田正男 上田市神畑乙156番地1
 小林良一 上田市福田35番地5

監事

新任

氏名	住所
保母衛	上田市小牧383番地
藤松太一	上田市中之条609番地
中村良一	上田市上田原345番地

退任

氏名	住所
田鹿征男	上田市上田原333番地
西沢健司	上田市中之条214番地
手塚進	上田市神畑18番地3

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年12月3日

長野県安曇野建設事務所長 油井均

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務及び予定数量

ア 役務

平成25年度犀川安曇野流域下水道維持管理事業に伴う汚泥処分業務委託

イ 予定数量

消化脱水汚泥 3,200トン

(2) 役務の特質

下水汚泥（消化脱水汚泥）のセメント資源化による処分

(3) 履行期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 下水汚泥発生場所

安曇野市豊科田沢6709

犀川安曇野流域下水道安曇野終末処理場

(5) 入札方法

1トン当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59

年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第6項の規定により、セメント資源化による中間処理を行おうとする場所を管轄する都道府県知事等から当該処分の業の許可を受けている者であること。

(6) 当該業務を安定的に実施する体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

安曇野市豊科4960-1

長野県安曇野建設事務所 総務課

電話 0263 (72) 8880

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年1月16日（水）午後2時

イ 場所 長野県安曇野庁舎 101号会議室

(3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成25年1月15日（火）午後5時（必着）

イ 場所 郵便番号 399-8205

安曇野市豊科4960-1

長野県安曇野建設事務所 総務課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年12月13日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした

者を落札者として決定します。

(10) 契約の締結

この調達に係る契約は、単価契約とします。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県安曇野建設事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be purchased :
Commissioned service for treatment of sewage sludge as cement resources
dewatered digested sludge , 3,200t (planned quantity)

(2) Contract duration:

From April 1,2013 until March 31,2014

(3) Place where the service take place:

Saigawa-azumino Regional Sewerage System Final Treatment Plant
Address:6709 Toyoshina-Tazawa, Azumino-shi, Nagano Prefecture

(4) Contact place for the tender information;
description/conditions/and other inquiries:
General Affairs Section, Nagano Prefecture Azumino Construction Office
4,960-1 Toyoshina, Azumino-shi, Nagano Prefecture
TEL 0263-72-8880

(5) Time and place for the tender:

Time: 2:00P.M. January 16,2013

Place: Conference Room 101 Nagano Prefecture
Azumino Chosha

(6) Time limit for the tender by post mail:

Time: 5:00P.M. January 15,2013

Place: General Affairs Section, Nagano Prefecture
Azumino Construction Office
4960-1 Toyoshina, Azumino-shi, Nagano
Prefecture 399-8205

生活排水課

公告

次のとおり企画提案公募（プロポーザル）に付します。

平成24年12月3日

長野県波田学院長 岡田菊夫

1 企画提案公募に付する事項

(1) 業務名

長野県波田学院調理業務委託

(2) 業務内容

仕様書のとおりです。

(3) 履行期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで（地方自治法

(昭和22年法律第67号) 第234条の3に規定する長期継続契約

(4) 履行場所

長野県波田学院

2 企画提案公募に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

(5) 管理栄養士又は栄養士の有資格者を配置すること。

(6) 学校、福祉施設又は医療施設で1日3回の食事（朝食、昼食及び夕食）の調理業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(7) 万一の事故に備えて損害賠償を確実に担保できること。

(8) 緊急時に対応できる体制が整備されている者であること。

(9) 県税その他の租税の滞納がない者であること。

(10) 更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定があった者でないこと。

(11) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

3 選定方法及び評価基準

(1) 選定方法

業務実施内容、運営能力、見積金額等を長野県波田学院調理業務委託審査委員会において審査し、総合的に最も優れた業務運営能力を有すると認められる者を受託候補者として選定します。

(2) 評価基準

- ア 波田学院の調理業務に対する理解
- イ 人員配置計画等の事業実施体制
- ウ 衛生管理体制及び危機管理体制
- エ 業務の円滑な移行のための実施体制
- オ 従事者への教育・研修体制
- カ 業務履行の確実性
- キ 費用の妥当性

4 説明会の開催

この企画提案公募に参加しようとする者を対象として、次のとおり説明会を開催します。

(1) 日時 平成24年12月17日（月）午後1時

(2) 場所 長野県波田学院 1階 会議室

(3) 説明会への出席申込み

説明会出席希望者は、長野県波田学院業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定める方法により平成24年12月13日（木）午後3時までに、長野県波田学院へ申し